

碧南市監査委員公表第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、福祉こども部、経済環境部、開発水道部の令和 6 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 7 年 3 月 3 日

碧南市監査委員 小 林 尚

碧南市監査委員 林 田 要

令和6年度
定期監査報告書

福祉こども部

経済環境部

開発水道部

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

福祉こども部 福祉課、こども課

経済環境部 商工課、農業水産課、環境課

開発水道部 都市整備課、水道課、下水道課

3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年11月30日

4 監査の実施期間

令和6年12月12日から令和7年1月22日

5 監査の実施場所

監査委員室

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、おおむね適正に執行されていると認めたが、次に掲げるとおり改善すべき点があった。

(1) 契約事務において、仕様書や見積書の添付漏、日付の誤り等が見受けられた。

予算執行伺書、契約伺書等作成の際は、添付書類等に不備がないか再確認すること。

(2) 補助金交付事務において、適切な訂正処理をされていないものが見受けられ

た。交付の際は規程等を確認し、適切な処理をすること。添付書類等に不備がないか再確認すること。□